

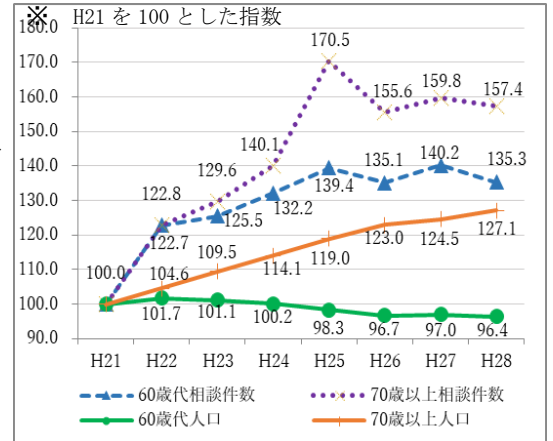
消費者被害相談窓口のご案内について（お知らせ）

1 趣旨

平成 28 年度に自治会・町内会の皆様に配布をさせていただきました「お助けカード」を再度、配布させていただきます。

現在、全国的に、高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の相談件数は急増しています。

（右記参考）平成 21 年度を 100 とした場合、70 歳以上の人口は 27.1% 増ですが、相談は 57.4% 増です。途中、25 年度では 70.5% 増という状況でした。また、60 歳代のこの間の人口は減っていますが、相談は 35.3% 増となっています。



昨今は、独居の高齢者の方も多く、消費者被害に遭っていることにご本人が、気が付いていない場合や、気が付いていてもご自身では解決できない場合などがあります。また、同居のご家族がいても、被害に気づきにくく、被害が大きくなる傾向があります。

「横浜市消費生活総合センター」では、このような、地域の高齢者の方々の、消費者被害のご相談に対応させていただいておりますので、ご周知させていただきます。

2 「お助けカード」の配布

平成 28 年 9 月から、民生委員・児童委員や消費生活推進員、横浜市老人クラブ連合会友愛活動員の訪問活動を通じて、地域の高齢者の方へ配布を進めております。（いずれの団体も継続して実施中。）

自治会・町内会長の皆さまにおかれましても、地域で心配な方がいらっしゃいましたら、横浜市消費生活総合センターの電話番号をお知らせいただきますようお願い申し上げます。

カードを、追加で必要な場合は、ご連絡いただければ、追加配布させていただきます。



- ・ カードのイラストは東京都と関東甲信越地域の自治体が共同で、悪質商法被害防止共同キャンペーンに活用しているキャラクター「カモかも」です。
- ・ カードの表面は相談専用電話番号、裏面はクーリングオフの代表的パターンのお知らせです。

3 お問い合わせ先

横浜市経済局消費経済課 担当：田村、蔦井
電話：045-671-2585 FAX：045-664-9533
E-mail：ke-syohikeizai@city.yokohama.jp

<緊急のお知らせ>

市内で架空請求のはがきによる被害が急増しています！はがきがきても、決して連絡をしないようにしてください。※はがきの訴状などはなく、正式な裁判所からの文書は「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書で、手渡すことが原則となっています。郵便受けに投げ込まれることはありません。

はがきの実例

民事訴訟裁判告知

今回、貴方に対する民事訴訟裁判の訴状が提出された事を通達致します。貴方は回収業者及びお取引先契約会社に対しての契約不履行につき原告側が提出した訴状を管轄裁判所が受理した事をご報告致します。下記の裁判取下げ期日を過ぎますと改めて出廷通知が届きますので記載期日に出廷して頂きます様、よろしくお願い致します。こちら民法188条に基づいた財務省許可書となっておりますので出廷拒否されますと原告側の主張が全面的に受理されることとなり裁判後の処理と致しましては被告の給与及び、動産物、不動産物等の差押えを執行官立会いのもと強制執行させていただきます。

また履行執行官による(執行証書の交付)を承諾して頂くと同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますのでご了承下さい。尚、こちらは書面通達となりますので個人情報保護の為、詳しい詳細等は当職員までお問い合わせ下さい。

※ご連絡なき場合には、本書を勤務先へ郵送させていただきます

<<裁判取下げ期日>>

平成20年 8月 4日 (月曜日)

〒176-0021

東京都練馬区貫井2丁目19番8号

財団法人 東京財務管理事務局 (管理部)

03-3970-3175

受付時間 平日 9:00~17:00

図2. はがき (2018年4月2日確認)

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号 (●) **ひらがな1字** 裁判取下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。 **数字3桁**

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取下げ最終期日 平成30年4月 日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関2丁目

取下げ等のお問い合わせ窓口 03-

受付時間 9:00~20:00 (日、祝日を除く)

民事訴訟最終通告書

訴訟番号 [そ]第311

この度ご通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社ないし運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされましたことを通知いたします。

以下に設けられた裁判取下げ期日最終日までにご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、財産等の差押えを強制的に履行させていただきます。なお、取下げ等のご相談については至急下記ご連絡ください。

裁判取下げ最終期日

平成30年〇月〇日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関2丁目〇〇

消費者相談窓口: 03-XXXX-XXXX

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

訴訟管理番号 (ほ) 449

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産、不動産物の差し押えを強制的に執行させていただきます。

尚、訴訟取下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。

この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報の保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取下げ最終期日 平成30年 〇月〇日

取下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-

受付営業時間 (日、祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター

〒100-8977

東京都千代田区霞が関